

(仮称)下釜・松原揚水発電所新設計画

計画段階環境配慮書

令和 8 年 8 月

九州電力株式会社

本計画段階環境配慮書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 3 の規定に基づいて作成したものである。

目 次

第 1 章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	1-1	(1)
第 2 章 第一種事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 第一種事業の目的	2-1	(3)
2.2 第一種事業の内容	2-2	(4)
2.2.1 第一種事業の名称	2-2	(4)
2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類	2-2	(4)
2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	2-2	(4)
2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	2-4	(6)
2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2-10	(12)
2.2.6 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	2-10	(12)
2.2.7 発電所及びダム の運用計画	2-11	(13)
2.2.8 減水区間	2-13	(15)
2.2.9 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	2-13	(15)
2.2.10 その他第一種事業に関する事項	2-13	(15)
第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1	(19)
3.1 自然的状況	3-1	(19)
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3-1	(19)
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-19	(37)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-39	(57)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-41	(59)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-45	(63)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-78	(96)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-89	(107)
3.2 社会的状況	3-91	(109)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-91	(109)
3.2.2 土地利用の状況	3-98	(116)
3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	3-102	(120)
3.2.4 交通の状況	3-106	(124)
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-109	(127)
3.2.6 下水道の整備状況	3-111	(129)
3.2.7 廃棄物の状況	3-111	(129)
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対 象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施 策の内容	3-116	(134)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び		
評価の結果	4-1	(193)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1	(193)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1	(193)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由	4-6	(198)
4.2 調査、予測及び評価の手法の選定の結果	4-11	(203)
4.2.1 調査、予測及び評価の手法の選定	4-11	(203)
4.2.2 調査、予測及び評価の手法の選定理由	4-12	(204)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-13	(205)
4.3.1 動物	4-13	(205)
4.3.2 植物	4-27	(219)
4.3.3 生態系	4-41	(233)
4.3.4 景観	4-45	(237)
4.3.5 人と自然との触れ合いの活動の場	4-55	(247)
4.4 総合的な評価	4-60	(252)
第5章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、		
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	5-1	(255)